平成２９年（再ロ）第４号

京都府南丹市園部町栄町二号19―２レオパレスステーシアⅡ104

再生債務者　松下　　修

1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年９月14日まで

4　一般異議申述期間　平成29年９月21日から平成29年10月５日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（再ロ）第１００２７号

東京都江戸川区松島１―28―18

再生債務者　宮澤　英樹

1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年９月15日まで

4　一般異議申述期間　平成29年９月29日から平成29年10月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第２号

秋田県大館市柄沢字狐台99番地12

再生債務者　渡辺　昭孝

1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年９月19日まで

4　一般異議申述期間　平成29年10月３日から平成29年10月16日まで

秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（再ロ）第１００３１号

栃木県小山市美しが丘２―21―12

再生債務者　月田　　孝

1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年９月19日まで

4　一般異議申述期間　平成29年10月２日から平成29年10月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第１８号

神奈川県海老名市中央３丁目１番23―1003号

再生債務者　藤井　　肇

1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年９月19日まで

4　一般異議申述期間　平成29年10月３日から平成29年10月10日まで

横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第５号

神戸市須磨区東白川台３丁目14番地の５

再生債務者　岸本　将人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年８月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年９月11日まで

平成29年８月21日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２９年（再イ）第７２号

北九州市八幡西区紅梅４丁目９番42―203号（紅梅寮）

再生債務者　松田　　司

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年８月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年９月11日まで

平成29年８月21日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（再ロ）第１号

福井市加茂河原町第21号28番地25

再生債務者　菅原　敏行

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年８月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年９月19日まで

平成29年８月21日　　福井地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第２０号

大阪市天王寺区空堀町４番17―1403号

再生債務者　山本　高義

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第１９号

大阪府寝屋川市日之出町２番24号

再生債務者　近藤　勝哉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月21日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２９年（再ロ）第５号

堺市堺区南向陽町１丁３番18号　シティロイヤル20Ｂ

再生債務者　渡邉　敬介

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。

平成29年８月21日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月二十一日

掲載頁　四十五頁（号外第一八〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月二十一日

掲載頁　四十二頁（号外第一八〇号）

平成二十九年八月三十日

宮城県名取市植松字田野部一二四番地

（甲）東北太平洋生コン株式会社

代表取締役　岡本　高明

秋田県大仙市協和上淀川字大橋向二二三番地三一

（乙）協和レミコン株式会社

代表取締役　千葉　健治

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月二十六日

掲載頁　一二七頁（号外第一一〇号）

平成二十九年八月三十日

東京都港区高輪二丁目二〇番二〇号

（甲）京浜急行電鉄株式会社

代表取締役　原田　一之

東京都港区高輪二丁目二〇番二〇号

（乙）株式会社京急ステーションサービス

代表取締役　櫻井　和秀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は、平成二十九年九月二十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十九日

掲載頁　八十一頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十九日

掲載頁　一五一頁（号外第一三九号）

平成二十九年八月三十日

東京都台東区上野一丁目一九番一〇号

（甲）レインボー薬品株式会社

代表取締役　滝口　健一

東京都中央区日本橋小網町一番八号

（乙）住化グリーン株式会社

代表取締役　藤本　博明

効力発生日は、平成二十九年十月十六日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月二十六日

掲載頁　一二七頁（号外第一一〇号）

平成二十九年八月三十日

東京都港区高輪二丁目二〇番二〇号

（甲）京浜急行電鉄株式会社

代表取締役　原田　一之

東京都港区高輪二丁目二〇番二〇号

（乙）株式会社京急ステーションサービス

代表取締役　櫻井　和秀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は、平成二十九年九月二十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十九日

掲載頁　八十一頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十九日

掲載頁　一五一頁（号外第一三九号）

平成二十九年八月三十日

東京都台東区上野一丁目一九番一〇号

（甲）レインボー薬品株式会社

代表取締役　滝口　健一

東京都中央区日本橋小網町一番八号

（乙）住化グリーン株式会社

代表取締役　藤本　博明